

◎新潟県告示第1196号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 - [2, 5 - ジメトキシ - 4 - (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン（通称名：2C-TFM）及びその塩類
- (2) メチル = 2 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - (ピペリジン - 2 - イル) アセテート（通称名：4-F1uoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年11月10日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。